

# 福島第一原発事故後の 長期健康管理・調査の必要性について

—チェルノブイリ事故による健康影響の現状と対策を通して—

菅谷 昭 (松本市長)

## ベラルーシ共和国 放射能汚染図

(事故後 10 年目の <sup>137</sup>Cs 汚染地図)

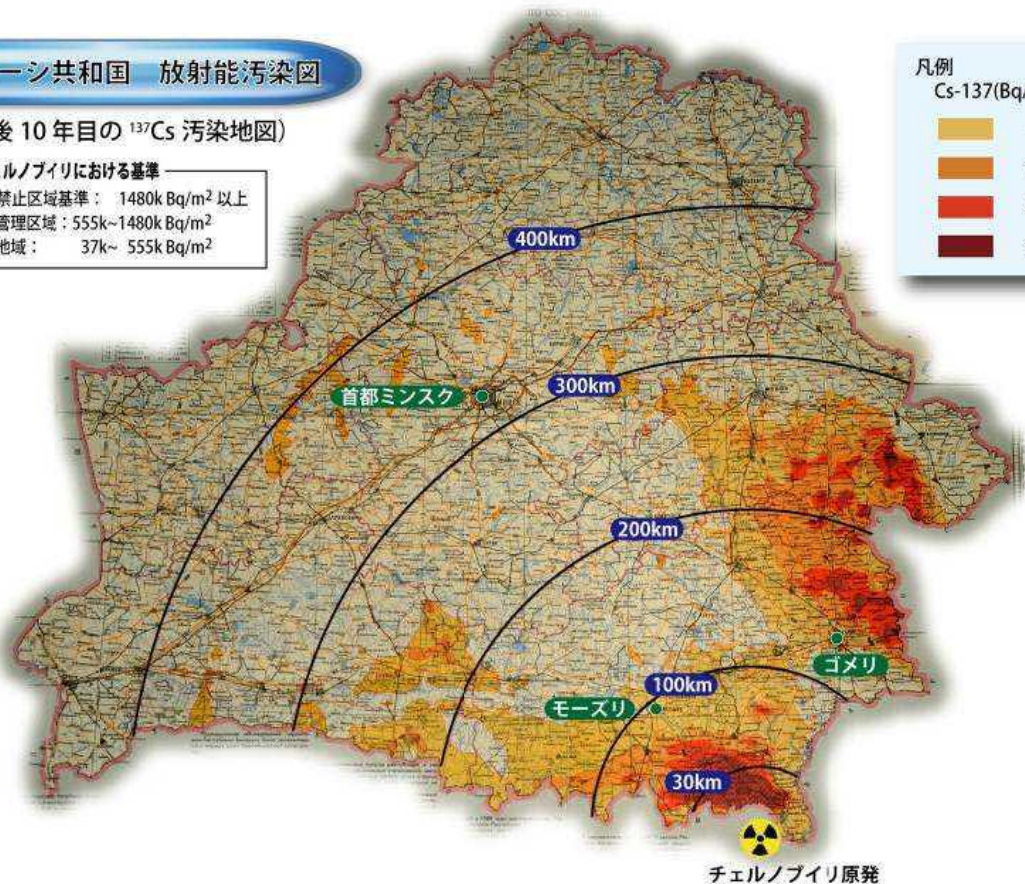
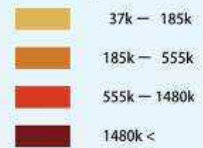
— チェルノブイリにおける基準 —

居住禁止区域基準: 1480k Bq/m<sup>2</sup> 以上

警戒管理区域: 555k~1480k Bq/m<sup>2</sup>

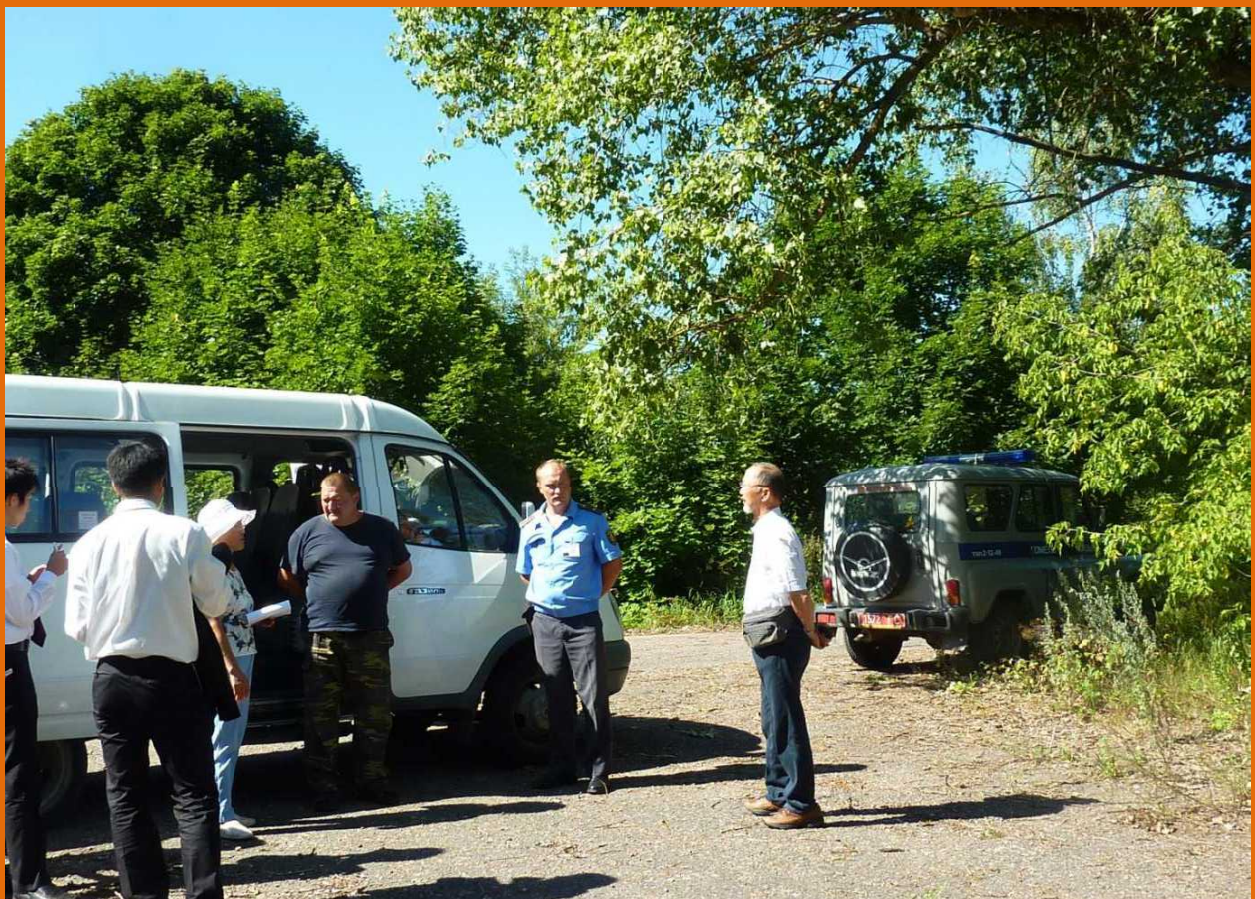
汚染地域: 37k~ 555k Bq/m<sup>2</sup>

凡例  
Cs-137(Bq/m<sup>2</sup>)





ゴメリ州ベトカ地区（2012年7月）＜厳戒管理区域＞



ゴメリ州ベトカ地区（2012年7月）＜居住禁止区域＞



ゴメリ州モーズリ市（2012年7月）＜低汚染地域＞

## チェルノブイリ事故後の健康被害 －低濃度汚染地域における現状－

- 免疫機能の低下(チェルノブイリエイズ; 易感染性)
- 造血器障害(貧血等)
- 周産期異常(未熟児・早産・死産・先天性異常等)
- その他の健康影響(易疲労性、集中力欠如、体力低下等)
- セシウムの体内蓄積

## ゴメリ州:公的医療機関勤務医師(産科医)の報告

### ◎小児や成人におけるアレルギー疾患(例:喘息や皮膚疾患など)の増加

＜家族歴において同様の疾患を認めていない＞

### ◎胎児異常の増加

＜近年、ベラルーシでは国の方針として、妊婦の定期健診を強化。もし何らかの異常が確認された場合には、半強制的に人工中絶を指示。同医師の話では、中絶を勧めても出産を希望する女性があり困っているとのこと＞

## ベラルーシ共和国保健省母子部門部長 } の報告 ゴメリ州保健局副局长 }

### 汚染地域居住の子ども(6歳～17歳)に対し、国による年2回の定期健診を継続

＜1回目＞ 内分泌専門医の診察。併せて眼科および歯科検査。  
また必要があれば、小児科医の診察。  
甲状腺超音波検査、血液および尿検査等。  
ホールボディカウンターは希望者に実施。

＜2回目＞ 小児科医による健診が主体。必要があれば、甲状腺検診等を実施。

診察や諸検査にて異常が確認された場合には、公的医療機関にて精査を実施。なお、汚染地で生活している18歳以上の住民に対しても、年1回の健診を実施。また汚染地の子どもたちに、毎年1ヵ月の保養を実施。これらの健康管理対策等にかかる費用は、全て国家負担。



ゴメリ州 保健局長 (2012年7月)



ベラルーシ科学アカデミー (2012年7月)